



濃グレー：常勤職員として弁護士（※1）が任用されている自治体

薄グレー：非常勤職員（※2・※3）として弁護士が任用されている自治体

※1 法曹有資格者（弁護士登録取消者）を含みます。

※2 任期付短時間勤務職員あるいは非常勤特別職を指します。

※3 大阪府には非常勤特別職として弁護士が任用されています。

* 大阪市・茨木市には、常勤・非常勤ともに任用されています。